

## 【説明書】

### 医療行為に関する事前確認書（同意書）について

医療技術の進歩によって、かつては不治であった病でも治せる時代になりました。一方その技術を延命だけのために使うと、生命の尊厳を傷つけられる結果になることもあります。高齢社会となった今、このような不安を感じられる方が多くなってきました。

これまで、医師など医療スタッフは終末期などの治療を行うとき、患者さんのご意見やご希望をあまり聞くことなく、できる限りの医療技術を駆使して患者さんの延命に専心した面も否定できません。また、患者さんの側でも、自分自身に対する治療であるにもかかわらず「医師におまかせする」と考えておられる面もありました。

この度、当院ではこのような時代の流れに沿って、患者側と医療機関が話し合っ合意した内容で、本人または代理人の意向を尊重した医療行為を行うことにしました。

別紙の「医療行為に関する事前確認書（同意書）」は、将来自分が回復の見込みがない状態になり自分の意思を伝えられなくなった時に受ける治療行為について、ご本人または代理人にあらかじめ希望を文章化しておいていただくものです。

そして、もしも実際にそのような状態になられた場合に、本人または代理人の要望を尊重した医療行為を行うためのものです。

\*主治医が患者または代理人に病状説明をする場合、終末期の治療について希望を聞くことが適切と判断した時に、この「医療行為に関する事前確認書（同意書）」にて確認をとります。

\*この「医療行為に関する事前確認書（同意書）」は提出されたあとでも、その内容をあとから変更することができます。その際は、主治医までお申し出ください。

その他、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

**※各医療機関にてご記入下さい。**